

別表第2(福岡県漁業調整規則第39条第2項関係)

| 期間                  | 河川                              | 旧表記   | 新表記  |
|---------------------|---------------------------------|---|--|
| 2月1日から<br>6月30日まで   | 矢部川水系                           | みやま市瀬高町上庄、瀬高堰の上流五十メートルから下流百五十メートルまで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度九分十九・二秒 東経百三十度二十八分八・五秒<br>イ 北緯三十三度九分十五・七秒 東経百三十度二十八分七・九秒<br>ウ 北緯三十三度九分十九・九秒 東経百三十度二十八分〇・三秒<br>エ 北緯三十三度九分十六・八秒 東経百三十度二十七分五十九・八秒               |
|                     |                                 | みやま市瀬高町文廣、大和堰の上流五十メートルから下流百メートルまで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度九分五十五・六秒 東経百三十度二十八分二・四秒<br>イ 北緯三十三度九分五十三・二秒 東経百三十度二十八分二十二・八秒<br>ウ 北緯三十三度九分五十一・六秒 東経百三十度二十八分十五・六秒<br>エ 北緯三十三度九分五十・〇秒 東経百三十度二十八分十九・三秒          |
|                     |                                 | 柳川市三橋町磯島、三瀬用水路取入口から下流同用水余水路口まで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十分三十六・五秒 東経百三十度二十五分五十・二秒<br>イ 北緯三十三度十分三十三・五秒 東経百三十度二十五分五十・二秒<br>ウ 北緯三十三度十分三十二・六秒 東経百三十度二十五分三十九・七秒<br>エ 北緯三十三度十分三十・〇秒 東経百三十度二十五分四十七・七秒        |
|                     |                                 | みやま市瀬高町廣瀬、広瀬堰の上流十メートルから下流二百メートルまで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十一分七・二秒 東経百三十度三十二分十五・二秒<br>イ 北緯三十三度十一分三・四秒 東経百三十度三十二分十四・八秒<br>ウ 北緯三十三度十一分五・三秒 東経百三十度三十二分五・六秒<br>エ 北緯三十三度十一分〇・六秒 東経百三十度三十二分八・〇秒               |
| 9月15日から<br>10月31日まで | 八女市津江、花宗堰の上流七十メートルから下流新矢部川橋まで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線とオ及びカの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十二分三十二・二秒 東経百三十度三十四分四十八・八秒<br>イ 北緯三十三度十二分二十八・〇秒 東経百三十度三十四分五十・〇秒<br>ウ 北緯三十三度十二分二十四・三秒 東経百三十度三十四分三十三・五秒<br>エ 北緯三十三度十二分二十一・八秒 東経百三十度三十四分三十三・六秒<br>オ 北緯三十三度十二分三十一・八秒 東経百三十度三十四分三十七・七秒<br>カ 北緯三十三度十二分三十一・四秒 東経百三十度三十四分三十七・八秒 |  |
|                     |                                 | 八女市矢原、白木川合流点の下流八十メートルから下流みやま市瀬高町廣瀬、用水路余口まで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十分五十九・四秒 東経百三十度三十二分四十九・四秒<br>イ 北緯三十三度十分五十二・六秒 東経百三十度三十二分四十八・七秒<br>ウ 北緯三十三度十分五十九・七秒 東経百三十度三十二分四十七・三秒<br>エ 北緯三十三度十分五十三・九秒 東経百三十度三十二分四十四・七秒     |
|                     |                                 | みやま市瀬高町本郷、JＲ鹿児島本線鉄橋から下流松原堰まで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十分二十五・九秒 東経百三十度二十九分三十・〇秒<br>イ 北緯三十三度十分二十五・五秒 東経百三十度二十九分三十一・二秒<br>ウ 北緯三十三度十分二十三・八秒 東経百三十度二十九分三十一・四秒<br>エ 北緯三十三度十分十七・八秒 東経百三十度二十九分十四・六秒        |
| 9月1日から<br>10月15日まで  | 筑後川水系                           | 筑後市大字北長田字西境瀬、松永川合流点から上流二百七十メートルまで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十分五十八・五秒 東経百三十度三十分三十二・五秒<br>イ 北緯三十三度十分五十三・七秒 東経百三十度三十分三十一・〇秒<br>ウ 北緯三十三度十分五十八・九秒 東経百三十度三十分二十一・三秒<br>エ 北緯三十三度十分五十二・三秒 東経百三十度三十分二十二・三秒         |
|                     |                                 | 三井郡大刀洗町大字三川字角敷、鳥飼渡場から八幡川原下まで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度二十一分五十八・八秒 東経百三十度三十九分四・六秒<br>イ 北緯三十三度二十一分四十五・一秒 東経百三十度三十九分四・七秒<br>ウ 北緯三十三度二十一分五十六・六秒 東経百三十度三十九分〇・〇秒<br>エ 北緯三十三度二十一分四十四・九秒 東経百三十度三十九分〇・九秒     |
| 11月1日から<br>3月31日まで  | 久留米市城島町、江島灌水機入口から上流お仙荒子まで       | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面のうち福岡県区域<br>ア 北緯三十三度十五分五・七秒 東経百三十度二十四分三十八・四秒<br>イ 北緯三十三度十四分五十六・九秒 東経百三十度二十四分四十四・二秒<br>ウ 北緯三十三度十五分〇・五秒 東経百三十度二十四分二・五秒<br>エ 北緯三十三度十四分四十九・〇秒 東経百三十度二十四分四・九秒  |  |
|                     |                                 | 久留米市城島町、番所水門から上流四百メートルまで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十五分四十五・二秒 東経百三十度二十五分四十一・一秒<br>イ 北緯三十三度十五分四十四・三秒 東経百三十度二十五分四十一・一秒<br>ウ 北緯三十三度十五分五十三・九秒 東経百三十度二十五分二十九・二秒<br>エ 北緯三十三度十五分五十二・六秒 東経百三十度二十五分二十八・二秒 |
|                     |                                 | 久留米市城島町大依、大清橋から下流千メートルまで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十五分十四・八秒 東経百三十度二十六分十九・五秒<br>イ 北緯三十三度十五分十四・二秒 東経百三十度二十六分二十一・二秒<br>ウ 北緯三十三度十五分三十五・五秒 東経百三十度二十五分五十三・七秒<br>エ 北緯三十三度十五分三十六・四秒 東経百三十度二十五分五十四・七秒    |
| 11月1日から<br>5月10日まで  | 久留米市、久留米大橋の下流二十メートルから下流二百メートルまで | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度十九分四十六・九秒 東経百三十度三十一分三十一・四秒<br>イ 北緯三十三度十九分四十一・九秒 東経百三十度三十一分二十八・五秒<br>ウ 北緯三十三度十九分四十九・六秒 東経百三十度三十一分二十五・一秒<br>エ 北緯三十三度十九分四十三・八秒 東経百三十度三十一分二十一・七秒  |  |
| 3月1日から<br>7月31日まで   | 遠賀川水系                           | 宮若市三ヶ畑、鬼ヶ淵から上流二百メートルまで  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度三十九分二十一・八秒 東経百三十度三十六分六・四秒<br>イ 北緯三十三度三十九分二十一・五秒 東経百三十度三十六分六・八秒<br>ウ 北緯三十三度三十九分二十六・一秒 東経百三十度三十六分十二・二秒<br>エ 北緯三十三度三十九分二十五・四秒 東経百三十度三十六分十二・八秒   |
| 1月1日から<br>5月31日まで   | 宮若市宮田、小姓町井堰から上流三百メートルまで         | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度四十一分五十三・三秒 東経百三十度三十八分四十四・八秒<br>イ 北緯三十三度四十一分五十二・五秒 東経百三十度三十八分四十四・一秒<br>ウ 北緯三十三度四十一分五十四・一秒 東経百三十度三十八分五十五・七秒<br>エ 北緯三十三度四十一分五十三・〇秒 東経百三十度三十八分五十五・一秒  |  |
| 3月1日から<br>6月30日まで   | 那珂川水系                           | 福岡市南区老司、老司堰から下流二百メートルまで   | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度三十二分三・一秒 東経百三十度二十五分三十七・一秒<br>イ 北緯三十三度三十二分一・七秒 東経百三十度二十五分四十四・七秒<br>ウ 北緯三十三度三十二分八・〇秒 東経百三十度二十五分四十一・五秒<br>エ 北緯三十三度三十二分七・二秒 東経百三十度二十五分四十三・五秒     |

|                    |       |                              |   |
|--------------------|-------|------------------------------|---|
| 1月1日から<br>6月30日まで  |       | 福岡市博多区竹下、番託堰から下流二百メートルまで     | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度三十三分五十四・五秒 東経百三十度二十五分五十六・八秒<br>イ 北緯三十三度三十三分五十五・一秒 東経百三十度二十五分五十九・〇秒<br>ウ 北緯三十三度三十四分〇・四秒 東経百三十度二十五分五十四・〇秒<br>エ 北緯三十三度三十四分一・二秒 東経百三十度二十五分五十五・五秒  |
| 10月1日から<br>5月31日まで | 祓川水系  | 行橋市真菰、鶴堰上流五百メートルから下流中須橋まで    | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度四十三分十・七秒 東経百三十度五十九分四十七・〇秒<br>イ 北緯三十三度四十三分十・六秒 東経百三十度五十九分四十九・九秒<br>ウ 北緯三十三度四十三分二十八・一秒 東経百三十度五十九分五十九・九秒<br>エ 北緯三十三度四十三分二十六・六秒 東経百三十一度〇分一・二秒   |
| 1月1日から<br>5月31日まで  | 城井川水系 | 築上郡築上町大字高塚、浜の宮大橋から上流五百メートルまで | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線とオ及びカの点を結んだ線に至る間の水面<br>ア 北緯三十三度三十九分十七・九秒 東経百三十一度三分四十五・一秒<br>イ 北緯三十三度三十九分二十・九秒 東経百三十一度三分四十八・七秒<br>ウ 北緯三十三度三十九分三十・四秒 東経百三十一度三分三十二・〇秒<br>エ 北緯三十三度三十九分三十一・四秒 東経百三十一度三分三十四・四秒<br>オ 北緯三十三度三十九分二十二・〇秒 東経百三十一度三分三十七・五秒<br>カ 北緯三十三度三十九分二十二・九秒 東経百三十一度三分三十七・八秒 |